

通学に関する検討の進め方について

前回の第5回教育環境部会においてバス通学の対象者について意見交換を行うとともに、11月に教育環境部会員に「通学に係るアンケート」を実施した。これを踏まえ、今後の検討の進め方について以下のとおりとする。

1 意見交換及びアンケートの概要

第5回教育環境部会での意見交換と11月に実施したアンケートでは、特にバス通学の対象距離については様々な意見があった。また、距離だけでなく「安全面」「防犯面」「環境面」を考慮する必要があるという意見が多く挙げられた。

2 意見内容の整理

バス通学については、徒歩通学における「安全面」「防犯面」「環境面」といった通学路の課題を抽出し、その解決方法を検討する過程でバスという支援策が必要な児童の範囲が明確になるものと整理した。

3 今後の検討の進め方

通学バスは徒歩通学が難しい場合の支援策であるため、今後は通学路の検討についても並行して行っていくこととする。

上記の検討の進め方を考える際に参考した意見等は、次項「資料4 バス通学対象者に係る意見及びアンケート（まとめ）」のとおりである。

バス通学対象者に係る意見及びアンケート（まとめ）

バス通学対象者に関する「第5回教育環境部会の意見交換」及び「通学に係るアンケート結果」は以下のとおり

		第5回教育環境部会「意見交換（概要）」		通学に係るアンケート（結果概要）（令和7年11月）			
		検討グループ	学年等	理 由	学年等	理 由	課 題
対象児童の範囲 （学年等）	崎津小学校区	1～3年生	崎津は、義務教育学校が現在の小学校区内に位置するため、距離的にはあまり変わらない。しかし富益団地方面は、遠距離であるため、バス通学ができると助かるから。	1～3年生 （希望者）	低学年は大変重い荷物を持って通学しているために支援が必要である。	学年によって実態が異なるため、通学にかかる時間などを考慮する必要がある。	
	大篠津小学校区	1～3年生	中学生になったときの通学を考えると、学年によって段階的に通学方法を変えていく必要があると考えたため。				
	和田小学校区	1～3年生	悪天候時の通学にかかる時間や学年に伴う体力的なことを考慮したため。				
対象児童の地理的条件 （通学距離）	検討グループ	通学距離	理 由	通学距離	理 由	対象距離を決めるためには、様々な視点からの検討が必要である。	
	崎津小学校区	1. 5 km	崎津小学校から米子市街地へ向かう内浜街道は路線バスが通り危険であるため。	1. 5 km または 2. 0 km （希望者）	バスのルートや実質の通学距離などを考慮すると明確な範囲の設定は難しいため。		
	大篠津小学校区	1. 0 km	実測距離と照らし合わせると、妥当な距離であると考えたため。				
	和田小学校区	2. 0 km	他の市町村の事例と照らし合わせたため。				
バス通学の対象者についての意見	項 目	ご 意 見		項 目	ご 意 見		課 題
	安全対策	美保中学校区全体では、畑道が多く、街灯や通学途中に立ち寄れる店が少ないため、安全面を検討する必要がある。		基準設定	崎津小学校区は、学校の位置が既存校とそれほど変わらないので、単純に距離で考えていたが、和田小学校区や大篠津小学校区の対象者をどう考慮するのか、難しいと感じる。		
		富益団地方面は、内浜街道がバス路線になっているため危険だが、美保葭津方面は安全な通学路であるため距離だけでは決めることができない。			義務教育学校開校時（令和13年度）の各自治会の人数がわからないため、バスを必要とする範囲が分かりづらい。		
	防犯面・体調面	防犯面や体調面を考えると距離だけではバス通学の対象者を決めることができない。		児童分布			
環境面	雪の多い日は通学バスを利用できるのか。 →（米子市回答）通学バス利用の詳細については今後検討していきます。 夏は暑さが厳しいため、季節も考慮する必要がある。						
その他	項 目	ご 意 見		項 目	ご 意 見		課 題
	乗車対象者	通学バスには児童と一般の方が混乗できるのか知りたい。 →（米子市回答）通学バス利用の詳細については、今後検討していきます。		環境面	夏は暑さが厳しく、安全に登校できるための安全対策が必要である。		
	保護者負担	通学バスに無料で乗車できている人もいるかもしれない。無料でなければ送迎される保護者の方も多いと予想される。 →（米子市回答）現時点では、保護者負担については決まっていません。		徒歩通学	実際に通学をすることになると、どのくらいの距離になるのか。 →（米子市回答）今後、通学路の検討を進めていきます。通学路が決定しましたら、距離が明確になります。		
	バス停留所	停留所について対象距離が決定後、設置箇所についての検討が必要である。					

通学路の決定までの流れについて

通学路の決定に当たっては、既存校と新設校（義務教育学校）では、その手順が異なる。これを明らかにするとともに、教育環境部会における協議・報告について以下のとおり整理する。

1 通学路の決定の手順について

既存校では児童が安全に登下校することができる通学路を保護者及び地域等が協議及び決定している。新設校（義務教育学校）については、既存校での保護者・地域等の役割を保護者、地域、学校関係者から構成する開校準備委員会（教育環境部会）が担い、学校の役割を教育委員会事務局が担うこととする。

（既存校では）

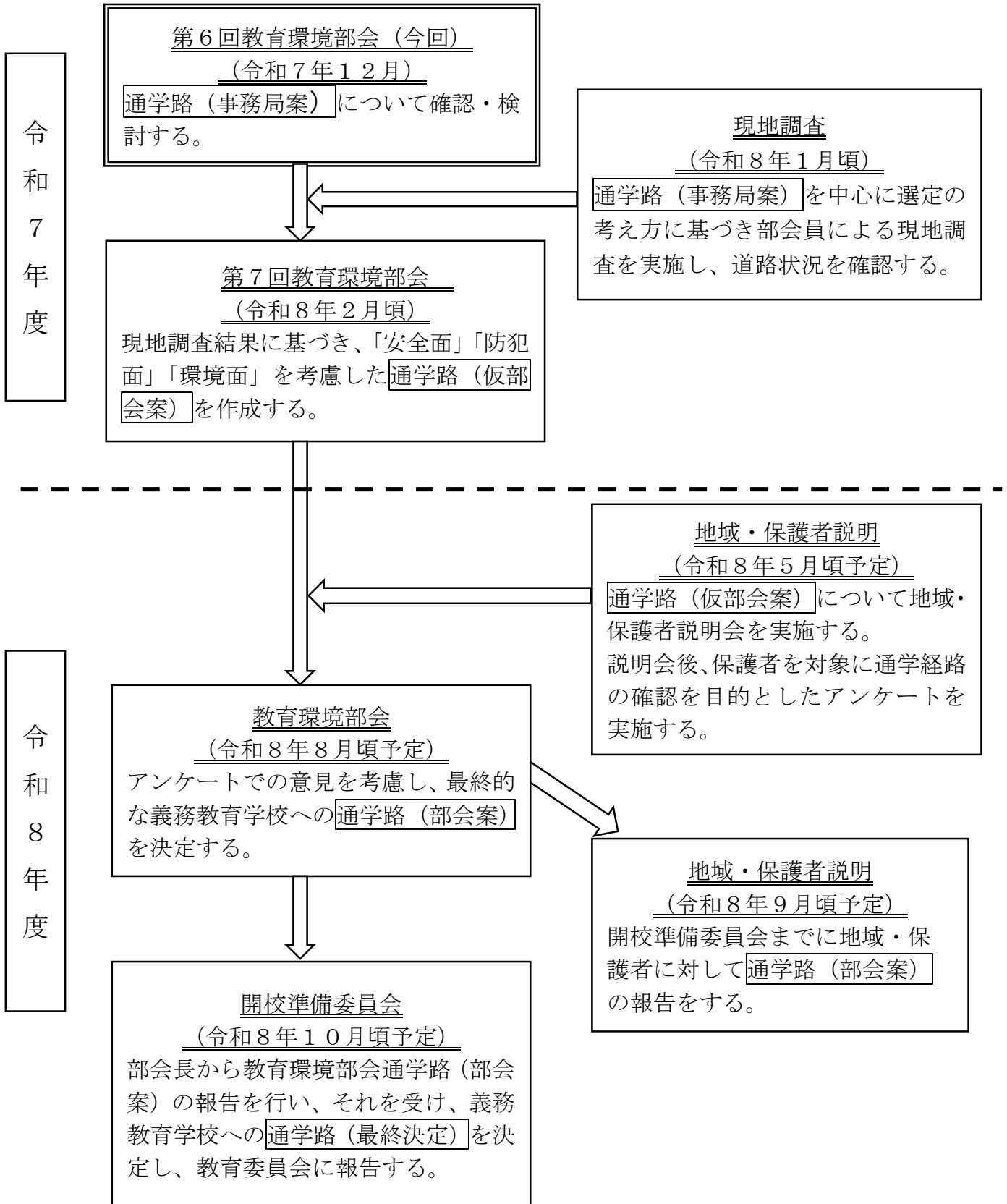
小学生・・・保護者・地域等から報告があった経路について、学校が点検をもとに安全と判断した通学路を選定している。

中学生・・・大通りなどの大体の通学路の指定と、通らないよう指導する箇所を選定している。

	既存校		新設校 (義務教育学校) ※開校前		新設校 (義務教育学校) ※開校後
協議	児童が安全に登下校できる経路（公道）を保護者や地域等で十分に協議		児童が安全に登下校できる経路（公道）を開校準備委員会（教育環境部会）で十分に協議		既存校の決定手順と同じ。
報告	保護者や地域等が学校に報告		開校準備委員会（教育環境部会）が米子市教育委員会事務局に報告		
点検	報告された経路を教員が点検		報告された経路を米子市教育委員会事務局が点検		
点検後	安全に登下校できる経路であると判断した場合	危険であると判断した場合	安全に登下校できる経路であると判断した場合	危険であると判断した場合	
見直し	再度、別の経路を含めて見直し		再度、別の経路を含めて見直し		
協議	協議で決まらない場合		協議で決まらない場合		
決定	保護者が報告した経路を通学路として決定	学校が提案した経路を通学路として決定	開校準備委員会（教育環境部会）が報告した経路を通学路として決定	米子市教育委員会事務局が提案した経路を通学路として決定	

※義務教育学校開校後は、既存校と同様に、学校からの報告に基づき危険箇所を適宜点検し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていく。

2 教育環境部会における協議・報告について



※検討状況に応じて、教育環境部会や現地調査の回数等適宜調整する。

※通学路の検討に合わせて、バス通学の対象者についても検討していく。